

地域民俗芸能再生事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、地域民俗芸能再生事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、無形民俗文化財の後継者育成を目的とした事業を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（間接補助対象経費が本補助金上限額に3を乗じた額を超える場合は、本補助金上限額に3/2を乗じた額）以上の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に、同表の第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満を切り捨てた額）とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、申請書提出を指示する通知の日から20日以内に行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 補助事業に係る本補助金の増を伴う変更

(2) 間接補助金の減を伴う変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(1) 間接補助事業に係る本補助金の増を伴う変更

(2) 間接補助事業に係る補助対象経費の20パーセントを越える減を伴う変更

(3) 間接補助事業の目的又は仕様に及ぼす影響が大きい変更

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合の場合にあつては、間接補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 20 日を経過する日

(2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 20 日

2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第 4 号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第 11 条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(提出書類の経由)

第 12 条 知事に提出する書類は、補助事業者が所在する市町村の文化財保護部局を経由して提出しなければならない。

(雑則)

第 13 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、**地域づくり推進部長**が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までは、平成 16 年 4 月 12 日施行の要綱を摘要する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 3 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 6 月 15 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 5 月 9 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度の補助事業から適用する。

この要綱は、令和元年 7 月 5 日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

別表（第3条）

1 間接補助事業	地域民俗芸能再生事業		
2 事業実施主体	無形民俗文化財の後継者育成を目的とした保護団体（国及び県の指定を受けた文化財の保護団体を除く。） 複数の保護団体（国及び県の指定を受けた文化財の保護団体を含む。）等で構成される実行委員会等		
3 間接補助対象経費※1	①演技指導に係わる経費	②用具（衣装を含む）の購入及び修繕に要する経費	③無形民俗文化財の公開に係る経費
4 間接補助率	1/2		
5 間接交付主体	市町村		
6 補助率	①1/3 (上限 30 千円)	②1/3 (上限 1,000 千円)	③1/3 (上限 500 千円)
7 要件	間接補助対象経費①②③については、それぞれ平成 27 年度から通算して最大 3 年間に限り助成するものとする。		

※1 補助対象経費（又は間接補助対象経費）が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工又は実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

1 設計書

間 接 補 助 事 業 者 の 概 要	名 称		
	所 在 地		
	代 表 者 氏 名		
	会 員 数		
	現在の状況		
	これまでに市町村 から行った支援		
間 接 補 助 事 業 の 内 容	①演技指導の概要	演技指導を必要とする理由	
		演技指導の内容及び方法	
	②用具の購入及び修繕の概要	修繕及び新調を必要とする理由 修繕及び新調する衣装、用具等の内容及び方法	
		工事請負費及び委託費を県内事業者に発注するのが困難な場合、その理由	
	③公開に係る経費	公開を必要とする理由	
		公開の内容及び方法	
その他参考となる事項			

添付書類：修繕及び新調する衣装、用具等の写真

2 計画表

期間	年 月 日着手											
	年 月 日完了											
施行細目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

3 他の補助金の活用の有無等

(1) 他の補助金の活用の有無

有 ・ 無

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

(2) 当該補助金の内容

補助金名	補助金の事業内容	所管部署 または団体名	連絡先

※(1)で「有」に○をした場合のみ記載すること。

4 その他

※補助事業の内容が建設工事で、補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合は、その内容を記載すること。

年度地域民俗芸能再生事業費補助金事業収支予算(決算)書

イ 収入の部

区分	本年度予算額: A (本年度決算額: A)	前年度予算額: B (本年度予算額: B)	比較 増減: A - B	備考
所有者(保存団体) 負担額	円	円	円	
県補助額				
市町村補助額				
その他補助金額				
その他				
計				
雑収入額				
合計				

※減額の場合は△を付すこと

ロ 支出の部

区分	本年度予算額: A (本年度決算額: A)	前年度予算額: B (本年度予算額: B)	比較 増減: A - B	備考
	円	円	円	
合計				

※減額の場合は△を付すこと

ハ 支出内訳明細書

目	種別	摘要	員数	単価(円)	金額(円)	備考
主たる事業費						
	主たる事業費 合計					
その他経費						
	その他経費 合計					
合計						

※その他経費：事務費が該当

様

鳥取県知事

〇〇年度地域民俗芸能再生事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった地域民俗芸能再生事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「〇〇〇〇〇〇事業」とし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、地域民俗芸能再生事業費補助金交付要綱（平成13年6月15日付第195号鳥取県教育委員会教育長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規定の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

番 号
年 月 日

鳥取県知事（氏名）様

（住所）

（名称）

（代表者名）

印

〇〇年度地域民俗芸能再生事業費補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった 年度地域民俗芸能再生事業費補助金について、地域民俗芸能再生事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額 （ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。